

判 決 骨 子

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 玄海原発3号機の安全性については、被控訴人において、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要があるが、安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかどうかを確認された場合には、被控訴人は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになり、その場合には、主張立証責任を負う控訴人らが、玄海原発3号機の安全性に欠ける点があり、控訴人らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることについて、主張立証を行わなければならない。
- 3 玄海原発3号機原子炉に使用するMOX燃料の設計及び使用済み燃料ピットの設計に関する被控訴人の安全確保対策は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の基準を満たしており、被控訴人は、その安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたといえる。
- 4 MOX燃料の設計に関して控訴人らの主張する点は、被控訴人の上記の主張立証を揺るがす反論反証がされたものとはいえ、また、ギャップ再開によるサーマルフィードバックが生じ、燃料溶融により原子炉容器が破壊され重大事故を招来する危険性があることについて、主張立証責任に適った主張立証がされたものとも認めることはできない。
- 5 使用済み燃料ピットの設計に関して控訴人らの主張する点は、被控訴人の上記の主張立証を揺るがす反論反証がされたものとはいえ、また、貯蔵場所からの大量漏えいにより健康・環境被害が生じる危険性があることについて、主張立証責任に適った主張立証がされたものとも認めることはできない。